

# 能代市不育症治療費助成のご案内

\*不育症治療：妊娠後、流産・死産を繰り返している場合の治療、検査をいいます。

## ・対象者（※次の要件をすべて満たす方）

- 1) 生殖医療専門医が所属する医療機関において不育症と診断され、不育症治療等の必要が認められた夫婦（事実婚夫婦を含む）。生殖専門医が紹介する医療機関での治療も助成対象です。
- 2) 申請時に能代市に1年以上住民登録をしている（夫婦のいずれか一方でも可）
- 3) 夫婦の双方が医療保険各法の被保険者、組合員、被扶養者である
- 4) 夫婦の双方が市税及び国民健康保険税を滞納していない

## ・助成内容

不育症治療にかかった自己負担額（検査、治療、薬剤費等。高額療養費や付加給付金、国県等からの補助金を除く）について、1年度（4月1日～3月31日）あたり15万円を限度に助成します。  
令和8年4月1日から令和9年3月31日までに受けた治療が対象です。



## ・申請書類 ※郵送での提出も可能です

- ① 不育症治療費助成金申請書
- ② 不育症治療受診証明書（生殖医療専門医が記入したもの）

} \*1

- ③ 医療機関が発行した領収書等の写し

※院外処方がある場合は、薬局の領収書及び明細書を添付してください。

※領収書等がない費用は助成できない場合があります。

- ④ 夫及び妻の住民票（マイナンバーの記載のないもの）

※転入等で能代市での内容が確認  
できない場合は提出が必要です。

- ⑤ 夫及び妻の納税証明書

} \*2

- ⑥ 夫婦の戸籍謄本（住所が同一でない夫婦や事実婚夫婦の場合）

- ⑦ 夫及び妻の医療保険各法の記号及び番号がわかるもの

※資格確認書、マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格確認情報の写しのいずれか

- ⑧ 助成金振込先金融機関の通帳等の写し

- ⑨ 請求書 \*1

- ⑩ 高額療養費や付加給付金等が分かるもの（該当者のみ）

- ⑪ 事実婚関係に関する申立書（事実婚夫婦の場合） \*1

\*1：①②⑨⑪は能代市ホームページからダウンロードするか、子育て支援課にお問合せください。

\*2：④⑤は、市が情報を閲覧することに同意される場合は、不要です。申請書に同意書がついています。同意されない方で、④⑤を無料で取得したい場合は、事前に子育て支援課までご連絡ください。

**申請期限：令和9年3月31日**

※期限内に申請が間に合わない場合は、事前に子育て支援課にご相談ください。

※不妊治療も行っていた方はそれぞれ申請が必要です。

HPはこちら→



お問合せ先：能代市役所子育て支援課 ども家庭センター ☎(0185) 89-2948